

鳥取県告示第 744 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、同法第 55 条の 2 の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 9 月 4 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	廃止年月日
足立内科医院	境港市幸神町220	平成19年 6 月 30 日
伊藤内科胃腸科医院	米子市上福原三丁目 3 -73	平成19年 7 月 18 日
馬淵歯科医院	鳥取市西町四丁目319	平成19年 8 月 15 日